

地域森林計画（案）並びに同変更（案）に対する意見等

令和7年11月28日

福島県森林計画課

「地域森林計画樹立及び変更（案）に対する意見等」

- 1 森林法第6条第2項に基づく意見の申し立て及びうつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）の結果
(1)縦覧及び意見募集期間 令和7年9月19日～10月20日（31日間）
(2)意見の要旨及びその処理案 意見はありませんでした。
- 2 関係市町村長 意見はありませんでした。
- 3 関東森林管理局長 意見はありませんでした。
- 4 東北経済産業局長 意見はありませんでした。
- 5 県の関係部局 別紙1のとおり（1件）
- 6 森林審議会委員からの事前意見 別紙2のとおり（2件）

【参考】根拠法令等

森林法 第6条 [略]

- 2 [略]当該地域森林計画の案に意見がある者は、[略]知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。
3 [略]知事は、[略]当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。
[略]国有林があるときは、[略]併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならぬ。

森林計画制度の運用について（平成3年7月25日付け 3林野計第294号）

別紙1 IV 森林計画に関する本法の運用と、多面にわたる他の行政分野との調整に関し、以下の点に留意されたい。（略）

森林法の運用について（昭和37年11月14日付け 37林野第2349号）

- 1 森林法（以下「法」という。）第5条の規定により、地域森林計画をたて、またはこれを変更する場合には、所轄の経済産業局長の意見を聞くこと。

別紙1

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
1	<p>「奥久慈地域森林計画」</p> <p>I 計画の大綱</p> <p>1 森林計画区の概況</p> <p>(2) 自然的背景</p> <p>イ 地質及び土壤</p> <p>P1 「地質は、古生層変成岩、新期花崗岩、古期花崗閃緑岩、新第三期層の礫岩、砂岩一部頁岩からなり、久慈川に沿って棚倉破碎帶が走っています。」</p>	<p><都市計画課> 以下のとおり地質学的に適切な表現に訂正すべきではないか。</p> <p>地質は、古生代の変成岩、白亜紀の花崗岩類、新第三紀の礫岩、砂岩一部頁岩からなり、久慈川に沿って棚倉破碎帶が走っています。</p>	<p><森林計画課> ご意見のとおり修正させていただきます。</p>

別紙2

番号	対象計画区・項目	意 見 等	回 答 ・ 対 応
1	「奥久慈地域森林計画」 I 計画の大綱 1 森林計画区の概況 (4) 森林・林業の現況 ア 森林の概要 P2 「人工林蓄積は10, 963千m ³ (平均720m ³ /ha)で、総蓄積の86%を占めています。」	＜田子委員＞ 人工林蓄積は10, 963千m ³ (平均720m ³ /ha)とあるが、平均720m ³ /haはどこから導き出された材積か。	＜森林計画課＞ 人工林蓄積については、最新の森林簿から積算しております。 (人工林蓄積) ÷ (人工林面積)として算出しております。
2	「奥久慈地域森林計画」 II 計画事項 第3 森林の整備に関する事項 3 間伐及び保育に関する事項 (2) 保育の標準的な方法に関する指針 ア 保育の標準的な実施林齡及び回数 P26	＜田子委員＞ 表の中の○や△印について、注意書きに「△印は必要に応じ実施するもの。」とありますが、既に現場においての下刈りは4回目から△印と指導を受けている。 令和8年からの計画書にこの表記で良いか。	＜森林整備課＞ 国庫補助事業の森林環境保全整備事業では、4回目以降の下刈りは現地の状況など必要性を整理する必要があるため御意見のような指導がされていると思料されますが、(注2)のとおり当表は一般的な保育基準表となっています。 なお、次年度以降の各計画書の一斉変更等の際には、立木の伐採から植栽までを一連の作業として実施する一貫作業システムを活用した場合(低コスト・省力化に資する)の下刈り基準の追加を検討しています。